

# 金融商品会計基準における 混合属性会計の成立と銀行の資本蓄積

——経済の金融化を支える混合属性会計の経済的機能とその限界——

新 祖 隆 志 郎

- I はじめに
- II アメリカ銀行会計制度の成立と金融商品の会計処理
  - 1 自由銀行法と銀行財務公開制度の成立
  - 2 国法銀行制度における銀行の証券投資と会計処理
- III 戦前戦後の銀行の資本蓄積の展開と混合属性会計の成立
  - 1 大恐慌と銀行会計における原価主義会計の制度化
  - 2 銀行会計実務における公正価値－純利益処理の導入と混合属性会計の成立
  - 3 混合属性会計の制度化とその歴史的意味
- IV 経済の金融化を支える混合属性会計の経済的機能とその限界
  - 1 証券投資に対する償却原価法・公正価値－OCI 処理の経済的機能とその限界
  - 2 トレーディング活動に対する公正価値－純利益処理の経済的機能とその限界
- V 揺らぐ金融商品会計
  - 1 金融商品会計基準における混合属性会計の二重の限界
  - 2 2010 年代の金融商品会計基準改革の帰結
  - 3 シリコン・バレー銀行破綻にみる金融商品会計基準の揺らぎ
- VI おわりに

## I はじめに

2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズの経営破綻に端を発する大手金融機関の連鎖倒産が引き金となった 2000 年代末の世界金融危機（リーマン・ショック）の際、金融商品会計はその危機の原因となった証券市場の過剰な膨張と投機化を招いた主要因として批判の矢面に立たされた。その時の批判は、一方では、市場価格に基づく時価主義会計やモデル計算に基づく公正価値会計の導入が景気循環増幅効果を発揮して景気拡大期における金融肥大化、投機化と景気後退期における不要な金融収縮を招いたとして、時価・公正価値会計の適用を否定、抑制すべきというものであった<sup>1</sup>。しかしその一方では、原価主義会計（償却原価法）や評価損益をその他の包括利益に計上する公正価値会計が、景気拡大期における売却益の恣意的な計上や景気後退期における評価損の遅延認識を可能とすることで、いずれも銀行の経営状態が財務諸表に適正に反映されず金融健

1 Forbes [1], Humphrey, et al. [24], 大日方 [51]。

全化の妨げになっているとの認識から、先ほどとは反対に評価損益を純利益に計上する本来的な公正価値会計の適用拡大が提唱されていた。このようにいわゆる混合属性会計や二元的な時価・公正価値会計に対する非常に錯綜した議論が展開された。

その後、2010年代に米財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) と国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) は金融商品会計基準の改正作業を実施したが、その結果をみると、以上のような批判に対する何らかの有益な解決が見出されたとは言いがたい。とくに FASB の場合は最終的にリーマン・ショック以前の会計基準とほぼ同様の会計基準を継続採用したため、リーマン・ショック時に寄せられた批判は燻ぶったままである。そしてそれは、2023年3月に生じたシリコン・バレー銀行の破綻の際に、先ほどの2つの批判のうち後者の方が満期保有目的債券を標的として再び顔を出した。

このような金融商品会計を巡るここ十数年の展開をみるかぎり、現行の会計基準で体现されているいわゆる混合属性会計や二元的な時価・公正価値会計<sup>3</sup>は、依然として揺らぎを抱えていると言わざるを得ない。またこの揺らぎの原因が会計制度と金融経済との相互作用の関係に見いだされることも、リーマン・ショック時の議論からすでに明らかであろう。

しかしそれは具体的にどのような関係なのだろうか。また、そこに内在する会計上の問題がいまだに解消されないのは何故なのだろうか。本稿の課題は、この点について、アメリカの金融商品会計の歴史を紐解きながら明らかにしていくことである。

以下本稿では、アメリカの銀行会計を中心に、銀行会計制度の生成、発展とともに金融商品会計の歴史的展開を追う。そのなかで、混合属性会計および二元的な時価・公正価値会計が成立し、また長期にわたって存続し続ける要因を明らかにしていく。本稿の考察を通じて、リーマン・ショック時に提起された時価・公正価値会計を巡る相反する批判が、会計政策と金融政策との間の質の異なる2つの関係に対する批判であることもまた明らかになるであろう。

---

2 Securities and Exchange Commission [33], Financial Accounting Standards Board [19], Barth and Landsman [3], Laux and Leuz [27].

3 本稿では、時価・公正価値会計のうち評価損益を損益計算書に計上する時価・公正価値会計を公正価値-純利益処理と表記し、評価損益をその他の包括利益 (other comprehensive income: OCI) に計上する時価・公正価値会計を公正価値-OCI 処理と表記している。

また本稿では、償却原価法を割引価値計算の一種ではなく、原価主義会計の一種として位置付ける。なぜなら、償却原価法は当初実効利率に基づく利息収益の算定を目的とすることで、取得原価と額面金額の差額を期間配分して貸借対照表簿価を取得原価から償却後原価に修正するが、しかしそれ以上の時価や公正価値への再修正による評価損益の認識を認めない会計処理であり、本論で述べるようにここにこそ償却原価法の本質の意味が見出されるからである。

## II アメリカ銀行会計制度の成立と金融商品の会計処理

### 1 自由銀行法と銀行財務公開制度の成立

アメリカでは、早くも1830年代には、ニューヨーク州において、州内の民間銀行（州法銀行）を対象とした財務諸表の公開制度が成立している<sup>4</sup>。当時の特許主義に基づく民間銀行が1830年代に相次いで不祥事を起こし経営不振に陥ったことと特許主義による銀行独占への反発が相まって、ジャクソン政権の掲げた反独占の自由銀行主義のもとで1838年にニューヨーク州で自由銀行法が成立した<sup>5</sup>。同法では1827年一般銀行法および1829年安全基金法に引き続き、銀行に対する財務諸表（貸借対照表）の作成と州銀行監督官への提出が義務化されるとともに、新たに財務諸表に対する監査証明書として頭取および現金出納係による宣誓書の添付も義務化された。また州銀行監督官に対しては、銀行から提出された財務諸表を、監督官事務所において市民による閲覧が可能になるよう冊子に収録して公衆の閲覧に付すだけでなく、当該銀行が営業する地域の新聞に掲載して公衆の閲覧に付すことを新たに義務付けた<sup>6</sup>。こうしてアメリカ銀行業では19世紀前半に早くも、株主だけでなく一般市民も対象とした財務諸表公開制度が導入されていた。

この自由銀行法は成立直後から幾重もの改正が行われているが、それを通じて銀行財務諸表の様式、期末日の設定や州監督官への提出期限および年間の提出回数、いくつかの勘定科目の会計処理方法、内部監査および監督官による検査手法など、財務諸表の作成方法や監査、および銀行検査の具体的な内容に関する整備も段階的に行われた<sup>7</sup>。またその一方では、新聞紙上に掲載された銀行財務諸表をベースとした個別銀行の財務分析の実施など開示情報の活用事例が増えるとともに、銀行内部においては預金、割引、貸付等の各種業務とその記帳方法や資産管理の組織化および内部監査手法の精錬化も図られるようになった<sup>9</sup>。

4 以下、19世紀前半期におけるニューヨーク州の銀行会計制度については、新祖 [65] を参照されたい。

5 詳細については、大森 [55] 63-96 ページを参照。

6 新祖 [66] 28 ページ。

7 新祖 [66] 26-32 ページ。

8 新聞紙上で開示された銀行財務諸表の内容に基づく当時の財務分析の実践例として、Morning Herald 紙の1840年2月14日付の記事（“Money Market”）が挙げられる（新祖 [66] 42-46 ページ）。

9 当時における銀行会計実務の組織化については、Gibbons [21] を参照。ただしその一方で、州側の検査体制の未整備（Bodenhorn [4] p.167, Stockwell [34] p.192）、不適正な財務諸表の作成と公開（Cleaveland [8] p.xlvii）といった問題も指摘されており、当時はまだ制度としての未熟さを多分に残していた。

## 2 国法銀行制度における銀行の証券投資と会計処理

ニューヨーク州自由銀行制度はその後、1863年に制定された連邦レベルの銀行法である国法銀行法および同法に基づく国法銀行の検査制度の礎石にも据えられた<sup>10</sup>。ここでは国法銀行法に基づき設立された国法銀行が対象となるが、財務公開および検査に関してはニューヨーク州の場合と同じく財務諸表の作成と国法銀行の監督当局である通貨監督官 (Office of the Comptroller of the Currency: OCC) への提出、そして OCC による新聞紙上での開示義務もニューヨーク州自由銀行法に引き続き採用されていた<sup>11</sup>。

国法銀行法の制定目的は統一通貨制度の確立にあったが、1880年代には早くも国法銀行の事業の中心が発券業務から預貸業務に移行していくなかで社債など国債以外の債券への投資が増え、20世紀初頭には銀行資産に占める証券投資の比率が再び上昇していく<sup>12</sup> (第1図)。その結果1920年代には銀行の証券投資に対する会計処理のあり方が注目されるようになる。これに関して、OCCが定めていた国法銀行の損益計算書様式によると、戻入を認める低価法が原則的処理方法として採用されていたことが確認できる<sup>14</sup>。しかし実際の銀行実務においては、低価法や時価評価以外に原価評価 (償却原価法を含む) も採用されており<sup>15</sup>、1929年大恐慌に端を発する1930年代初頭の銀行危機の最中には、むしろ原価評価が相当程度普及していたことが明らかになった。これがその後の銀行有価証券会計の制度化のターニング・ポイントとなった。

---

10 マイヤーズ [47] 153 ページ。

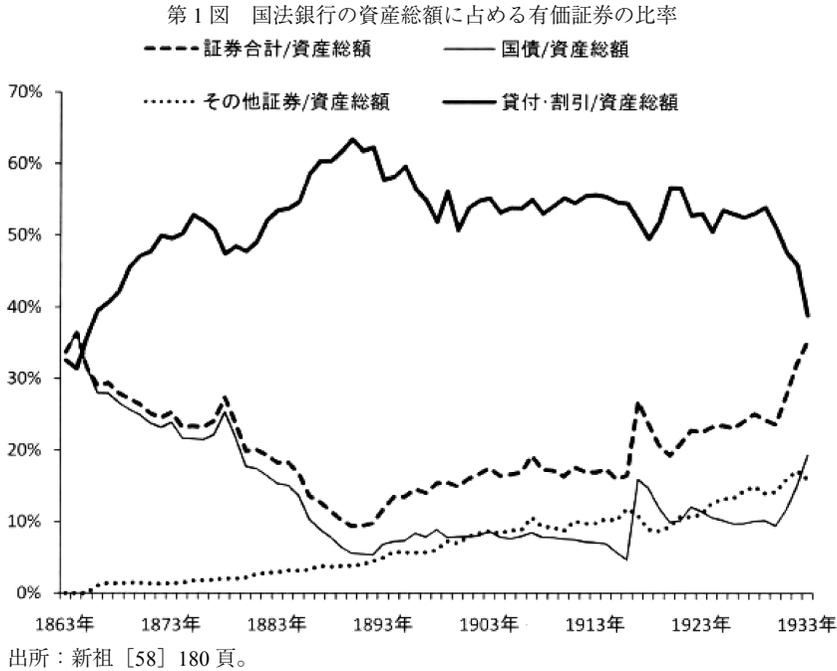
11 Calomiris and Carlson (2018) は、国法銀行制度における銀行財務諸表の新聞開示規制を、銀行に対する民間モニタリングの有効な情報源であったと高く評価している (Calomiris and Carlson [7] p.7)。

12 南北戦争終結後、政府が国債償還政策を実施したことから国債流通量が減少し始め、1880年代から国債価格が上昇に転じたことで、それまで国債を大量に保有していた国法銀行が売却益の獲得も企図して国債を大量に売却するようになった。なお、当時の銀行損益計算書様式では、債券売却益は損益計算書に計上せず未処分利益に計上することとなっていたため、国債売却益は内部留保の原資となっていた (Hollander [23] p.799)。

13 Atkins [1] p.13.

14 新祖 [57] 176-178 ページ。なお、金融資産に係る評価損とその戻入益はいずれも当時の業績指標利益と位置付けられていた経常利益ではなく、その次段階の未処分利益への振替額のなかに計上されており、このような損益計算書様式は期間損益計算の適正化という観点からは不十分との指摘が早くからなされていた (Cook [11] p.334.)。

15 Scott [31] p.376, 新祖 [57] 178 ページ。



### Ⅲ 戦前戦後の銀行の資本蓄積の展開と混合属性会計の成立

#### 1 大恐慌と銀行会計における原価主義会計の制度化

大恐慌を機に、1930年代に銀行の資産評価方法は、有価証券の会計処理を中心に従来の低価法から原価主義評価へと大きく変化していく<sup>16</sup>。これは一見すると、事業会社に対する取得原価主義会計の制度化という当時の会計制度転換のなかの流れの一つのように見えるが、その背景には当時の銀行業界とくに独占的な巨大銀行における資本蓄積様式の変容という、すぐれて経済的な要因が存在していた。すなわち、1920年代における銀行本体や証券子会社を通じた銀行による自己勘定証券ディーリング活動の拡大および純粋な投資対象としての高リスク証券への投資の急増は、大恐慌時に証券価格の大幅下落による巨額損失を生じさせただけでなく、それでもなお証券発行主体と銀行との金融的関係の維持のため、売るに売れぬ大量の証券を引き続き抱え込まざるを得ない事態に銀行を陥らせた<sup>17</sup>。このような状況下で当時の議会公聴会では、時価評価や低価法の有効性が主張されていたにもかかわらず<sup>18</sup>、その後金融規制の中で制度化された会計処理は原価主義会計であった。

16 以下、1929年大恐慌を契機とした1930年代の銀行有価証券会計における原価評価の制度化過程については、新祖 [58] を参照されたい。

17 平田 [40]、呉 [38] 33-34 ページ、小野 [53] 52-66 ページ、西川 [50] 第三章をそれぞれ参照。

18 新祖 [58] 185 ページ。

すなわち、1931年にOCCが低価法の適用緩和措置を講じ、そして1938年には連邦準備制度理事会（Board of Governors of the Federal Reserve System: FRB）が、原価主義会計を基調とする有価証券に関する銀行規制上の新たな会計基準を公表した。<sup>19</sup>このときFRBが示した論理が、銀行における証券投資の長期化傾向を前提とすると、証券の価値は信用格付けが示す発行主体のファンダメンタルズに基づくという、内在的価値論による原価主義会計の合理化であった。<sup>20</sup>この論理のもとでは、日々の時価は証券の内在的価値を適切に表現した数値ではなく、また満期保有を仮定すれば評価損益は結果的に相殺消去される形式的な数値であるとして、その損益認識が否定された。<sup>21</sup>

しかし、証券保有の長期化という実態は、上述のように当時の市場低迷のもとでやむなく継続保有した結果であり、一時的な傾向にすぎなかった。なぜなら、金融市場が好調さを取り戻した戦後直後の1950年代以降には、景気拡大のなかで事業会社からの資金需要の逼迫もあり、流動性獲得手段として投資有価証券の大量売買が繰り返され、早くも長期投資という性格が失われたからである。<sup>22</sup>またこの時には、売却の際に原価主義会計を利用した評価損益の恣意的な処理が当時のキャピタル・ゲイン税制のもとでの節税効果も加わって横行し、早くも原価主義会計の合理性に疑問が呈されていた。<sup>23</sup>それにもかかわらずその後も証券投資に対する償却原価法の適用は、銀行監督当局の会計規制においても、また全米公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants: AICPA）が1968年に公表した業種別監査指針書『銀行監査』および1983年に公表した同改訂版のいずれにもおいても継承され、戦後長きにわたり銀行業界の会計実務慣行として定着してきた。<sup>24</sup>

## 2 銀行会計実務における公正価値－純利益処理の導入と混合属性会計の成立

その一方で大恐慌時の銀行実務は、金融機関のトレーディング活動に関する会計処理を巡る議論も惹起させた。1920年代当時では銀行保有の有価証券をトレーディング目的と投資目的で分類処理する方法は採用されておらず、銀行貸借対照表上の証券投資勘定（investment securities）の中にはトレーディング目的のものも多く含まれていた。<sup>25</sup>上

19 新祖 [58] 184-186 ページ。

20 Board of Governors of the Federal Reserve System [5] p.564, Robertson [29] p.136.

21 なお、この改正に対してペイトンは当時「危機的状況下では、報告主体が実際に陥っている状態を表示させるような会計処理は適切ではないと言っているのに等しい」（Paton [28] p.179.）と痛烈に批判し、代わりに今日の売却可能有価証券の会計処理のように評価損益を純資産に計上する形での時価主義会計を提唱している。

22 新祖 [61] 69-70 ページ。

23 Wolf [37], 松井 [48] 26 ページ。

24 Committee on Bank Accounting and Auditing of American Institute of Certified Public Accountants [9] pp.29-33.

25 そのため、例えば、証券投資に係る評価損をトレーディング活動を通じて獲得した売却益で相殺消去することで、プレミアム発行の証券を大量に購入することが可能になっているといった批判も寄せられ

述した FRB の 1938 年改正でも保有目的別区分は採用されていない。もっともこの時点では、1935 年銀行法（グラス・スティーガル法）によって銀行は自己勘定でのトレーディング活動を米政府債、地方自治体債など一部の債券に限定されたため、銀行業界ではトレーディング活動に対する会計処理の問題はいったん沈静化した。

その一方でトレーディング活動の会計処理は、それを本業とする証券会社の会計制度および実務を通じて発展してきた。<sup>26</sup>大恐慌は証券二法の制定を通じて証券会社に対する会計規制を導入ならしめた。1930 年代には証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission: SEC）が自己資本比率規制の一種であるネット・キャピタル・ルール<sup>27</sup>を導入し、その算定根拠となる貸借対照表の作成およびその捕捉情報として各種金融資産の時価を SEC に提出、報告することを証券会社に義務付けた。ここに証券会社会計における金融資産への時価・公正価値会計の導入の端緒を見て取ることができる。<sup>28</sup>さらにこの時期にはキャピタル・ゲイン税制の影響を受けて、税務会計において自己勘定証券をトレーディング勘定と投資勘定に区分する会計処理が実務慣行化するとともに、トレーディング勘定の時価評価が税務上容認された。その後 AICPA が 1970 年代の証券不況を背景に 1973 年に公表した業種別監査指針書『証券業の監査』において、保有目的に関わらず自己勘有価証券に対する公正価値－純利益処理の一律適用が採用され、今日に至っている。

このような証券会社会計の展開は、銀行のトレーディング活動に対する会計処理にも影響を与えてきた。戦後以降、米政府債や地方自治体債などグラス・スティーガル法のもとでも許容されていた特定債券のトレーディング活動が銀行において徐々に増加するようになると、トレーディング目的の有価証券の会計処理を自ら率先して時価評価に変更する銀行が登場し始めた。<sup>29</sup>その後 1970 年代以降になると、デリバティブの登場や金融自由化政策の一環としての銀行のトレーディング活動の規制緩和を背景に、銀行業界は金融の非仲介化（ディスインターミディエーション）が進むなかで伝統的銀行業に代わる主要な収益源としてトレーディング活動などの投資銀行業に傾注していった。<sup>30</sup>なかでも大手銀行は、幅広い顧客網や商品開発能力などから、デリバティブのディーリング<sup>31</sup>に競争上の優位を發揮した。そうしたなかで銀行業界では、デリバティブを含むトレー

ゝ ていた（Laibly [26] pp.103-104）。

26 アメリカ証券業における会計制度展開については、新祖 [65] を参照されたい。

27 ネット・キャピタル・ルールとは、純資産に特定の項目や額を加減して算出されるネット・キャピタルに対して 2000% の債務を負うことを証券会社に対して禁止した規則である（新祖 [65] 128 ページ）。

28 もっとも当時は損益計算書の作成が不要とされていたため、評価損益の会計処理は定かではなかった。

29 1960 年代から 70 年代のアメリカ銀行会計におけるトレーディング勘定への公正価値－純利益処理の導入過程については、新祖 [59] 91-99 ページを参照されたい。

30 松井、西川 [49] 256-257 ページ。

31 Sinkey and Carter [33] p.433, 高田 [68] 115 ページ, 新祖 [60] 86-88 ページ。

ディング目的の金融商品に対する公正価値－純利益処理が急速に実務慣行化していく。その結果、1980年代初頭にはトレーディング目的の金融商品に対する公正価値－純利益処理が銀行実務の中でほぼ定着し、またこれを受けて AICPA も 1983 年公表の『銀行監査』において、トレーディング勘定に対する公正価値－純利益処理の適用を義務化した<sup>32</sup>。こうして 1930 年代に成立した原価主義会計をベースとする証券投資の会計実務に、新たにトレーディング活動を対象に公正価値－純利益処理が追加され、時価評価と原価評価が併存する混合属性会計が銀行会計実務のなかで定着した。

### 3 混合属性会計の制度化とその歴史的意味

ところが 1980 年代には、S&L 危機時に事実上破綻している S&L の延命手段として銀行監督当局による原価主義会計の政治的利用がみられたり、その一方では金融自由化を背景に銀行の証券投資が活発化し、その投資実態はもはやトレーディング活動と遜色ないといった指摘や、さらに銀行業と違い証券会社では金融商品の会計処理は保有目的に関わらず一律に時価・公正価値評価が原則的処理として義務付けられているという証券業の会計実務慣行が追い風となつて<sup>33</sup>、有価証券を中心に金融商品に対する公正価値－純利益処理の一律適用化の是非をめぐる激しい論争が、SEC 対銀行監督当局および銀行業界という対立図式の中で展開された<sup>34</sup>。

この論争の背景には銀行会計をめぐる大きな制度変化があった。1960 年代以降、銀行による株式上場や単一銀行持株会社への移行を背景に、銀行会計における公認会計士監査制度の導入が議論されるようになり、そして 1970 年代以降は銀行会計の一般目的会計基準 (Generally Accepted Accounting Principles: GAAP) 化という銀行会計制度改革論も展開されるようになる<sup>35</sup>。この銀行会計の GAAP 化論は 1980 年代の S&L 危機を背景に拍車がかかり、1992 年成立の連邦預金保険公社改革法によってついに、金融規制上の銀行会計基準と GAAP との制度的統合化が実現した<sup>36</sup>。しかしそれは、GAAP に銀行会計基準を合致させるという方向性だけでなく、反対に GAAP のなかに銀行会計基準の要請を包含させるという方向も生み出した。そのため、従来の銀行会計実務を否定

32 The Banking Committee of American Institute of Certified Public Accountants [35] pp.40-41.

33 当時の SEC 委員長 R. C. ブリーデン氏が、議会公聴会において証券会社の金融商品会計実務を証拠に提示しながら、銀行に対しても公正価値－純利益処理の一律適用化を唱えていた (United States Senate [36] pp.31 and 36-37)。

34 大石 [54] 222-223 ページ。なお、このとき当時の FRB 議長 A. グリーンスパン氏が銀行の証券投資に対する償却原価法の適用の正当性を主張する論拠として持ち出したのが、本論でも取り上げた 1938 年に FRB が採用した銀行有価証券会計基準であった (Johnson and Swieringa [25] p.160)。

35 1960 年代以降のアメリカ銀行会計制度改革については、櫻田 [56] を参照。

36 ただし実際には、FRB が 1988 年の時点で自身の会計基準を廃止して GAAP に全面的に依拠する規則改正を行っており、銀行監督当局も資本市場規制としての財務公開制度の銀行規制への導入を志向していた (グリーンズパン [39] 162 ページ)。

し公正価値－純利益処理の一律適用化を金融商品会計の新たな GAAP に据えようとする SEC と、反対に従来の銀行会計実務を GAAP のなかでも最大限維持させようとする銀行監督当局との間で意見対立が生じた。1993 年に FASB が公表した有価証券に関する新しい会計基準である財務会計基準書第 115 号は、こうした論争の産物であった。

この第 115 号とその後 1998 年に FASB が公表した財務会計基準書第 133 号のデリバティブの会計基準を中心に、アメリカにおける現行の金融商品会計基準が成立している。それは基本的に保有目的アプローチに基づく混合属性会計および二元的時価・公正価値会計という計算構造をとっている。すなわちトレーディング目的の金融資産・負債、デリバティブ（公正価値ヘッジを含む）および市場性ある株式（2019 年度以降）には公正価値－純利益処理が適用され、その他の金融資産のうち売却目的で保有する債権には低価法、満期保有目的債券および投資目的で保有する債権には償却原価法、そしてトレーディング目的でも満期保有目的でもない有価証券およびキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段であるデリバティブには公正価値－OCI 処理がそれぞれ適用されている。<sup>37</sup> なお FASB はリーマン・ショック後の 2010 年代に基準の刷新を図ったが、上述のように市場性ある株式を公正価値－純利益処理に変更した以外にほぼ変更はない。

以上のように金融商品会計基準の形成過程を振り返れば、一方ではトレーディング活動のように公正価値－純利益処理が積極的に制度化されつつも、他方では証券投資のようにそれが強固に否定されており、公正価値－純利益処理の一方的な拡大過程であったわけではない。もっとも後者については、売却可能有価証券の会計処理の導入によって時価・公正価値会計が折衷的に導入されたとして、時価・公正価値会計の適用拡大の一面局面として把握される場合が多い。<sup>38</sup>

しかしこの会計処理は、証券投資の評価損益をその他の包括利益に計上して純利益から排除することを GAAP の次元で制度化したことによって、その他の包括利益を自己資本比率の算定に含めないアメリカの自己資本比率規制に代表されるように、利益数値が関与する種々の場面でその他の包括利益の取り扱いを純利益と異ならせることを正当化する根拠を与えている。<sup>39</sup> さらに ROE の算定において典型的なように、その他の包括

37 保有目的に関わりなく任意で公正価値－純利益処理を選択することもできる（公正価値オプション）。なお、金融負債に公正価値オプションを選択した場合、信用リスクに起因する評価損益は当初純利益に計上することとされていたが、2016 年の基準改正以降はその他の包括利益に計上され、負債決済時に純利益に振り替えられることになった。また金融資産に関しては現在、予想信用損失会計が導入されているが、これについては本稿では取り上げない。

38 例えば石川（2014）では、売却可能有価証券の会計処理の性格を、リスク実態開示＝B/S 中心志向と伝統的期間損益計算＝P/L 中心志向との矛盾の表出と捉えられている（石川 [43] 58-62 ページ）。

39 新祖 [60] 73 ページ。なお、その他の包括利益に計上された売却可能有価証券の評価損益を規制上の自己資本比率計算から除外するという規定は、ドッド・フランク法の制定に伴うバーゼルⅢの米国内適用化を目的として 2014 年に銀行監督当局が実施した規制改正によって、リスク資産の算定に先進的手法の採用が義務付けられている総資産 750 億ドル以上の多国籍銀行に対しては廃止されたが、それ以外の銀行に対しては任意選択とされた（Barth, et al. [2] p.1765, footnote 4）。さらにその後 2018 年の規

利益を分母の純資産だけに反映させるとパラドキシカルな変動を示し、かといって分子の純利益にも合算すると純利益との異質性という根拠が失われる。こうして売却可能有価証券の評価損益はその他の包括利益として財務諸表上に認識されるものの、その内実は形骸化している。むしろ売却可能有価証券の会計処理の実質は、利益計算において原価主義会計（償却原価法）の効果を保持している点に求められる。売却可能有価証券の会計処理を以上のように性格づければ、証券投資の会計処理は依然として原価主義会計の範疇に収まっていることになる。

混合属性会計あるいは二元的な時価・公正価値会計という現行の金融商品会計の計算構造は、証券投資とトレーディングという異なる投資目的に応じて時価・公正価値会計を使い分けることを可能にしているが、その成立過程を振り返ると、それが客観的には銀行業界の会計実務の制度的承認という特徴を強く備えていることがみえてくる。そこに銀行の資本蓄積戦略上の意図が反映されていることを容易に感じ取ることができるが、それが具体的にどのようなものなのか、節をあらためて論じよう。

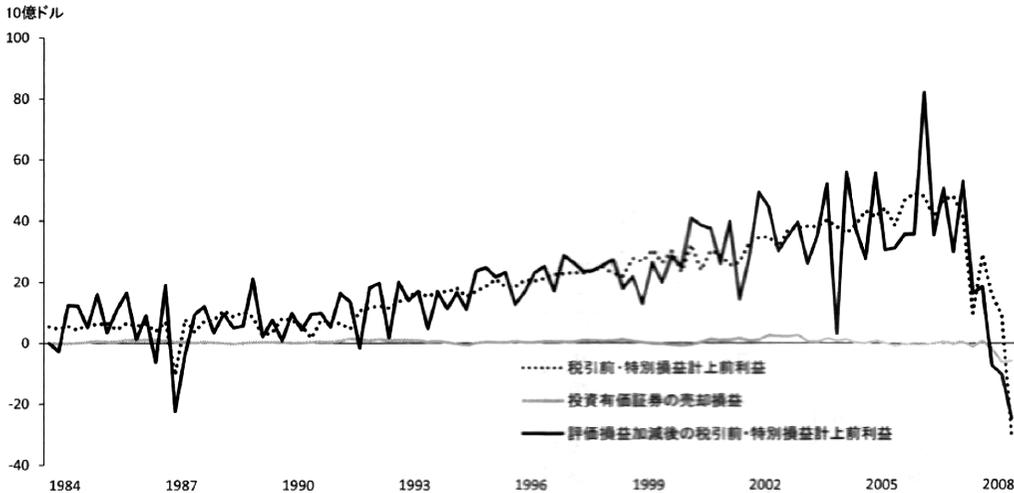
#### IV 経済の金融化を支える混合属性会計の経済的機能とその限界

##### 1 証券投資に対する償却原価法・公正価値－OCI 処理の経済的機能とその限界

銀行の証券投資に対する償却原価法の適用が、証券投資が膨れ上がり評価損益が純利益に与える潜在的な影響が高まるなかで、それでも銀行の投資能力を減退させないための政策的役割を担っていることは、すでにこれまでの叙述によって明らかであろう。評価損益の期間損益計算への反映が利益数値のボラティリティを高めることで証券投資を委縮させるとして公正価値－純利益処理が忌避され、また同時に、満期保有を前提とした場合の評価損益の認識の形骸化を根拠とした原価主義会計の合理性が、これまで幾度となく強調されてきた。売却可能有価証券の会計処理がこの延長線上に位置づけられるのは、上述したとおりである。銀行は、証券投資の評価損益を未認識あるいは認識してもそれを形骸化させて利益計算への影響を排除することで、利益数値の安定化と証券の大量保有を両立させてきた（第2図）。さらに個別銀行によっては益出し行為や評価損の遅延認識による利益操作という会計上の効果も得られる。

ㄨ 制改正によって、自己資本比率への算入が義務化される銀行の資産総額が2500億ドル以上に引き上げられた。この改正によって例えば、本論でも後述しているように、2023年3月に生じたシリコン・バレー銀行は売却可能有価証券の評価損益の自己資本比率への算入を引き続き回避することができており、もしこの改正がなければシリコン・バレー銀行は2018年度には自己資本比率への算入が義務化されており、その結果シリコン・バレー銀行が2020年代に抱えた金融リスクはより早期に銀行の健全性評価に盛り込まれていたはずであったと、同行の破綻原因を分析したFRBの調査報告書で指摘されている（Board of Governors of the Federal Reserve System [6] p.12）。

第2図 銀行の利益数値の推移



(注) 1) …投資有価証券の評価損益および売却損益は、1993年第4四半期までは投資有価証券総額を対象に算出しており、1994年第1四半期以降は売却可能有価証券のみを対象として算出している。  
 2) …投資有価証券の評価損益の増減額は当期末時価と前期末時価を比較して算出した。

出所：新祖 [57] 138 頁。

このことは証券投資をめぐる個別銀行の利害だけに留まらない。銀行の証券投資は個別銀行において資本蓄積の主要な源泉であるだけでなく、証券市場の成長を担う不可欠の構成要素をなしている。銀行は証券の最終需要家すなわち機関投資家として、証券を大量保有し必要に応じて大量売買を行うことで証券市場の育成に関わる、主要な経済主体である。大恐慌の前後においても、また 1990 年代以降の資産証券化を通じた証券市場の急膨張のなかで、まさにこうした関係が構築されていた。後者に関して補足すると、この間の証券市場を牽引した証券化活動において中心的役割を担ったのは、売却目的で不動産担保ローンを次々と組成しては証券化主体に転売することを通じて手数料収益を稼ぐ組成成分売型（オリジネート・トゥ・ディストリビュート）銀行や、そうした銀行からローンを買い集め、それを証券化して世界中の機関投資家に売り捌いた証券化ディーラーだけではなく、これらディーラーから最終顧客として証券化証券を大量に購入するという機関投資家としての銀行のプレゼンスも、証券化市場の発展の一翼を担っていた。<sup>41</sup> 銀行が証券化市場の膨張を下支えする機関投資家としての役割を担う際、証券投資に係る評価損益を期間損益計算から排除できれば、<sup>42</sup> 期間損益のボラティリティの回避と大量の証券投資の継続を両立でき、市場の肥大化に積極的に貢献することができる。

しかしここには無視できない大きな問題がある。それは、償却原価法や公正価値－

41 Flanklin, [19], 新祖 [58] 186-189 ページ。

42 1990 年代から 2000 年代の資産証券化市場における米銀の証券投資の役割とその会計実務との相互関係については、新祖 [57] を参照されたい。

OCI 処理によって、証券投資に係る市場リスクが期間損益計算に与える影響を銀行が考慮する必要性が最小限に抑えられることで、よりリスクの高い投機的な証券への投資を助長する作用を併せ持っていることである。<sup>43</sup> これもまた大恐慌に至る過程の中で歴史が証明するところであり、またリーマン・ショックに至った 1990 年代後半から 2000 年代の銀行の証券投資の内実にも現れていたとおりであった。この時期に銀行は証券投資の大半を売却可能有価証券に分類していたが、その証券の投機性が高まっていた。<sup>44</sup> さらにリーマン・ショックの際、売却可能有価証券に分類されていた投機的証券には巨額の評価損が発生していたが、その多くは市場リスクに起因する一時的な減損に過ぎないとして純利益には振り替えられず、引き続きその他の包括利益として処理されたままであった。<sup>45</sup>

それゆえにリーマン・ショックの際には、大恐慌以来繰り返し議論されてきた利益操作の排除と金融リスクの実質的に有意な認識を可能にする公正価値－純利益処理の適用拡大が提唱され、また FASB も当初はそれに応じるような基準改正の動きを見せていた。しかし最終的に 2016 年に公表した新しい金融商品会計基準は、前節でも触れたように改正前の旧会計基準をほぼそのまま継承したものに過ぎず、証券投資に関する会計上の問題は依然として解決していない。そしてこのことが 2023 年 3 月のシリコン・バレー銀行の破綻を契機とする一連の銀行破綻劇のなかで再び顔を出したのである。

## 2 トレーディング活動に対する公正価値－純利益処理の経済的機能とその限界

一方で、トレーディング活動と公正価値－純利益処理との関係についてはどうか。証券会社における公正価値－純利益処理の一律適用化やその銀行のトレーディング活動への援用という歴史経過をみると、そこには基礎的な関係として金融商品の経済的実体と公正価値－純利益処理との間の合理的関係を見出すことができる。すなわちそれは小栗 (2014) における擬制資本に対する資本家的観念に基づく会計認識の形成プロセスとみることができるし、またその根底には石川 (1998) や笠井 (2005) がいう擬制資本の

43 ただし満期保有目的債券の場合は、満期まで保有できる能力を証明する条件として市場リスクの変動によって元利金の大半が失われてしまうような組成の証券は満期保有目的債券に分類できず、また満期保有目的債券に分類した証券は原則として売却できないため、投機性の高い証券を満期保有目的債券に分類することはできない。なお、近年は量的質的金融緩和のもとで満期保有目的債券への分類が急増している。銀行監督当局はこの会計実務が 2023 年 3 月のシリコンバレーバンクの破綻の一因になったと評価している。この点については本論で後述している。

44 新祖 [57] 140-141 ページ。

45 投資銀行のリーマン・ブラザーズが倒産し保険会社の AIG が国有化された 2008 年第 3 四半期 (7 月～9 月期) には、売却可能有価証券に関して米銀全体で△615 億ドル (税効果考慮前) のその他の包括損失累計額を計上しており、そのうち 60.6% は民間発行不動産担保証券から生じていた。またその額は同証券の償却原価総額の 15.6% に相当しており、じつに償却原価ベースで 1 割以上の損失が発生していた。しかし同期に実現損失として処理された額は△63 億ドルに過ぎなかった (新祖 [57] 143 ページ)。

経済的実体による規定性が存在している<sup>46</sup>。しかしそのうえでなお、現代においては、時価・公正価値会計が金融機関による大規模なトレーディング活動を展開するうえでの不可欠の手段に転化しているという側面も見出す必要がある。なぜなら、そのような側面が存在するからこそ、リーマン・ショックの際の批判にもかかわらず公正価値－純利益処理の適用や公正価値概念に基づく非市場性金融商品へのその適用拡大化が現実的に否定されることがないからであり、さらにはより重要な論点として、そこには資本主義経済の矛盾が適正な会計処理を通じて爆発するという、現代会計の資本主義的限界が宿っているからである。

公正価値－純利益処理とトレーディング活動との相互関係は、現代的なトレーディング活動の仕組みが複雑なヘッジ構造を前提としたものであるという点に見いだされる<sup>47</sup>。トレーディング活動の中心は金融商品のディーリングであるが、それを自己勘定で行うためにはディーリングのポジションに発生する価格変動リスクを巧みにヘッジする必要がある<sup>48</sup>。ディーリング目的で保有する金融商品の仕組みが複雑であるほど、このリスク・ヘッジの方法も複雑化し、1つのディーリング・ポジションに複数のヘッジ取引がポジションを頻繁に入れ替えながら絡み合う複雑なポートフォリオが構築され、それだけトレーディング資産・負債も膨れ上がる<sup>49</sup>。このとき、ポートフォリオのなかで成立しているヘッジ効果を期間損益計算に反映させるためには、ポートフォリオ全体を公正価値－純利益処理で測定する必要がある<sup>50</sup>。公正価値－純利益処理はヘッジ会計要らずと言われるが、その効果がトレーディング活動では最大限に発揮されるのである。ここに、トレーディング活動を大規模に展開する金融機関が自ら積極的に公正価値－純利益処理を採用する現実的な理由がある。さらにトレーディング活動の大半が市場性のない相対取引で行われることから、予測見積計算に基づく公正価値会計が積極的に採用されてきた。

ただしこのことは、リスク管理が成功しているかぎりにおいてであることに注意を要する。資産担保証券のように高度にカスタマイズされた複雑な仕組みの金融商品の場合、ヘッジは不完全なものにならざるをえない。トレーディング活動の実質的な収益源は金融商品の短期的な価格変動差益ではなく、ディーリング取引を通じて獲得される手数料収入であり、それはディーリングの対象商品が高リスク・高リターンの複雑な仕組みであるほど高額になる。そのため、高収入を求めて投機性の高い金融商品のディーリ

46 小栗 [52] 165-170 ページ、石川 [42] 第 11 章、笠井 [44] 第 8 章－第 11 章。

47 以下、トレーディング・ポートフォリオの構造と公正価値－純利益処理の相互関係については、新祖 [60] 92-103 ページおよび新祖 [62] 132-134 ページをそれぞれ参照されたい。

48 Gorton and Rosen [22] p.327.

49 高田 [68] 186 ページ。

50 新祖 [60] 94-95 ページ。

ングを大規模に行えば行うほど、高度なリスク管理が要請されるとともに、ヘッジの不完全性リスクもまた増大していく。このヘッジの不完全性に起因するヘッジ・リスク<sup>51</sup>や、信用取引やデリバティブ取引において評価益がそのまま債務不履行リスクに転化する可能性を表すカウンターパーティ・リスクが発現すると、そのとたんに公正価値－純利益処理はトレーディング・ポジションに係る巨額の評価損を強制的に吐き出す会計認識装置に変貌する。このようにトレーディング活動<sup>52</sup>に対する公正価値－純利益処理の適用拡大化という会計現象は、単純に金融商品取引が増大した結果、擬制資本の現象形態に対する資本家の観念に即応した会計認識として自然発生的に生まれたものではない。トレーディング活動の現代的な取引構造や、トレーディング活動を主要な収益源とする金融機関の間で展開される利潤獲得競争において、公正価値－純利益処理は、その成立条件として機能し、さらに高リスクなトレーディングを助長し競争戦を有利に展開するためのツールとして存在している。このような擬制資本の蓄積様式やそのもとの金融機関間の競争関係にも規定されて成立している会計認識である。それゆえ、リーマンショックの時のように、このような条件が失われたとたんに、公正価値－純利益処理の適用拒否という否定物に転化するという限界もまた内包しているのである。

## V 揺らぐ金融商品会計

### 1 金融商品会計基準における混合属性会計の二重の限界

混合属性会計や二元的時価・公正価値会計という現行の金融商品会計は、その背後に金融市場のマクロ的な蓄積動向やそのもとで成立している個別銀行のミクロ的な資本蓄積戦略に沿う形で生成、展開してきたという歴史的な性格を有する。混合属性会計や二元的時価・公正価値会計は、擬制資本の現代的な蓄積構造を支える会計認識として機能してきたのである。

しかしそれゆえにこの会計認識は、擬制資本の蓄積が限界に達し金融危機を迎えるたびに動揺を見せてきた。リーマン・ショックの際には、それは一方で銀行の証券投資に巨額の評価損が発生したにもかかわらず、その大部分がその他の包括利益に計上されたままとなり、自己資本比率規制にも影響することがなかった点が批判の対象となった。こうした実務の実態を前に、証券投資に係るリスクの適切な開示を求めて公正価値－純利益処理の適用拡大化が提唱されていた。

これに対して公正価値－純利益処理否定論は、主に景気循環増幅効果を念頭において公正価値－純利益処理がトレーディング活動の肥大化、投機化を招いたとの認識から、

51 Das [12] p.672.

52 新祖 [64] 353-358 ページ。

公正価値－純利益処理の適用厳格化を訴えたものであった。とくに店頭デリバティブや証券化証券のように当事者同士の相対取引でしか売買されない流動性の乏しい金融商品が金融機関のトレーディング活動の主力商品となったことで、公正価値ヒエラルキーのレベル3資産が著しく増大し、またそうした非流動的な金融商品に係る信用リスクやヘッジ・リスクの発現によってリーマンショックが引き起こされたという、2000年代における巨大金融機関によるトレーディング活動の顛末を反映したものである。このように銀行の蓄積戦略の相違に照応して異なる会計問題を惹起させたのがリーマン・ショックであった。

ただし、公正価値－純利益処理の拡大論と否定論とでは問題の本質が大きく異なる。証券投資に関する会計問題は、もはや古典的な議論の繰り返しといえるが、証券投資の抑制による擬制資本市場の収縮という経済的影響よりも、証券投資のリスク実態を純利益に即座に反映させ、純利益のボラティリティを前提としたうえでどのように健全経営を実践していくかという、経済政策よりも適正な会計処理の制度化を優先すべきというすぐれて会計学的な問題である。これに対してトレーディング活動に関する会計問題は、公正価値－純利益処理の適用を通じてトレーディング活動のリスク実態やそれに対するヘッジ効果が期間損益計算にまさに適正に反映されていることが、トレーディング活動の肥大化、投機化を助長したという問題であり、これは擬制資本に対する合理的な会計処理がその投機的な蓄積に奉仕するという会計学の範疇を超える問題であるといえる。したがってここで求められる政策的対応は、ドッド・フランク法におけるボルカー・ルールのようにトレーディング活動そのものの投機化を抑制するための直接的規制を強化するという経済政策としての金融規制の方であり、公正価値－純利益処理の適用範囲を縮小させるかどうかという会計的対応は問題にすべきではない。ここには財務公開制度の経済的な限界が現れているといえよう。<sup>53</sup>

53 もっとも、トレーディング活動に対する公正価値－純利益処理の適用が実際に2000年代の金融市場の膨張時に評価益の増加を通じて景気循環増幅効果を発揮していたかどうかについては、厳密に実証されているとは言えない。その原因は、トレーディング収益に含まれていた時価評価損益の額が開示されていなかった点にある。ただしSFAS第157号の公表以降は、レベル3の金融資産・負債に係る実現損益と評価損益がそれぞれ注記で開示されるようになったことから、トレーディング活動の対象となっているレベル3金融資産・負債についてはトレーディング収益に占める評価損益の実態を把握することが可能になっている。この点に関してアメリカの巨大金融機関5社を対象に分析した新祖（2019）では、トレーディングにおけるヘッジ活動を反映してそれぞれ巨額にわたる評価損益と実現損益が全体として相殺関係にある結果、トレーディング収益の額は比較的安定して推移していることを明らかにしている。

一方で、公正価値－純利益処理の景気循環増幅効果については、改正前の資産証券化会計を対象に論じられることが多い。この点については高寺、草野 [69]、草野 [46] をそれぞれ参照。

54 したがって、例えば、市場価格に基づく時価主義会計から客観性に欠ける公正価値会計への適用拡大を批判する大日方（2012）のような提言は、現代の非市場的なトレーディング活動を抑制し証券市場の投機的な膨張を防ぐ必要性とともに提唱されることではじめて、実効性を備えることができるのではないだろうか。<sup>54</sup>

## 2 2010年代の金融商品会計基準改革の帰結

このように公正価値－純利益処理の是非をめぐる問題が、一方では会計学的な問題でありながら、他方ではその枠を超えた経済的問題であることから、金融商品会計は、後者を維持しながら、前者に対する公正価値－純利益処理の適用をどう拡大していくか、言い換えれば償却原価法や公正価値－OCI 処理が果たしている経済的効果とどう折り合いをつけるか、という方向で展開していかざるを得ないといえる。事実、2010年代に行われた FASB, IASB 双方における金融商品会計基準の改正作業も、紆余曲折の末、最終的にはリーマン・ショック前に志向されていた公正価値－純利益処理の一律適用化から後退し、依然として混合属性会計が採用されている<sup>55</sup>。とくに FASB が最終的に採用した新しい金融商品会計基準は、株式の原則的処理を公正価値－純利益処理に変更した点と、公正価値オプションを適用した金融負債に係る自己の信用リスクに起因した評価損益を純利益に反映させずその他の包括利益として計上し、実現時に純利益に振り替える処理に変更した点以外は、従来基準のままである。したがって FASB の会計基準では従来の金融商品会計基準が銀行の資本蓄積に果たす諸効果が、ほぼそのまま維持されたといえることができる。

これに対して IASB が採用した新基準では元利金のみの支払 (solely payments of principal and interest: SPPI) 要件と事業モデル要件の2つの要件に基づく金融商品の新たな分類と測定の会計基準が採用された。金融商品の分類・測定の全体的な枠組みこそ変わらないが、分類要件は大きく変わっている。とくに、公正価値－純利益処理がデフォルトの分類区分に位置付けられたこと、事業モデル要件を採用したことで償却原価法に対する満期以前の売却が可能になったこと、償却原価法および公正価値－OCI 処理を適用するためには SPPI 要件を満たさなければならなくなった点が、FASB の金融商品会計基準とは大きく異なっている<sup>56</sup>。なかでも満期保有目的債券の売却禁止を廃止したことは、銀行実務にとっては影響が大きい。このことは2023年3月に破綻したシリコン・バレー銀行の経営破綻事例に見て取ることができる。

## 3 シリコン・バレー銀行破綻にみる金融商品会計基準の揺らぎ

シリコン・バレー銀行は2023年3月10日に連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation: FDIC) のブリッジバンクを通じて管轄下に移管して経営破綻に陥

55 金融危機後の FASB における金融商品会計基準の改訂プロセスについては新祖 [63] を参照されたい。

56 このほかにも、株式は原則として公正価値－純利益処理を適用しなければならないが、取得時に公正価値－OCI 処理を選択することができること、またその場合の株式の売却損益および公正価値オプションを選択した金融負債の自己の信用リスクに起因する時価評価差額を純利益に振り替えないこと、といった相違点も存在する。以上、IFRS 第9号の特徴と銀行実務への影響については、新祖 [67] を参照されたい。

<sup>57</sup> った。この最大の原因の一つとされているのが、満期保有目的債券の急増である。<sup>58</sup> これは新型コロナ禍の2020年第4四半期から生じており、銀行検査報告書であるコール・レポートによると2022年度末時点で帳簿価額913億2700万ドル、総資産の44%に達していた。しかし2022年後半からの金利上昇を受けてこの時点で公正価値は761億6800万ドルでしかなく、じつに151億5900万ドルの評価損（税効果考慮前）が発生していた。いうまでもなくこの評価損は全額オフバランスの未認識額である。一方で売却可能有価証券は帳簿価額259億7600万ドル、償却原価は285億200万ドルであり、評価損（税効果考慮前）は25億2600万ドルに過ぎず、またこれはその他の包括利益として認識済みであった（ただし規制上の自己資本比率からは除外<sup>60</sup>）。

こうした傾向は銀行業全体にみられた。2010年代前半の超低金利政策や2020年代初頭のコロナ禍のゼロ金利政策のなかで、各銀行は将来の金利上昇による評価損の計上を回避するために、満期保有目的債券への分類を増やしてきた（第3図）。その結果、満期保有目的債券の残高は2022年第4四半期末で満期保有目的債券の評価損は銀行全体で3409億ドル、売却可能有価証券の評価損は3619億ドルと双方巨額に達しており（第4図<sup>61</sup>）、会計基準上売却が事実上不可能な満期保有目的債券に対して流動性リスク管理の点で懸念も寄せられていた。<sup>62</sup> しかし2022年第4四半期末の時点で銀行平均で Tier 1

57 シリコン・バレー銀行は、2023年3月8日に資金不足を解消する目的で210億ドルの売却可能証券を売却し税引後で18億ドルの売却損を計上したこと、それでも資金不足が解消されないことから22億5000万ドルの資本増強を検討していることを公表したことが引き金となり、その後3月9日までに400億ドルもの預金が流出した。さらに翌10日までに1000億ドル（シリコン・バレー銀行の預金総額の85%に相当）の預金流出が生じる可能性が高いことが判明し、増資計画も頓挫して自力での資金調達が可能となったことから、カリフォルニア州金融保護及びイノベーション局が3月10日にシリコン・バレー銀行の閉鎖を決定し、同時にFDICを管財人に指定した（Board of Governors of the Federal Reserve System [6] p.4）。同日にFDICはサンタ・クララ預金保険国法銀行を設立してシリコン・バレー銀行の預金全額を同行に移管し、翌週12日には非付保預金も含めたシリコン・バレー銀行の預金全額を保護すると発表した（Rocha and Williams [30]）。シリコン・バレー銀行の預金は最終的に、預金返済業務のためにFDICが新設したシリコン・バレー・ブリッジ銀行に継承された。

58 FRBの分析ではその他にも、IT業界を中心とした非付保預金への依存による急成長、リスク管理の軽視、トランプ政権時の金融規制緩和による規制当局による検査能力の低下、わずか1日で400億ドルもの大量の預金流出の発生という流出スピードの想定外の速さといった点も破綻原因とされている（Board of Governors of the Federal Reserve System [6]）。

59 この満期保有目的債券の大部分が政府関連機関発行不動産担保証券であり、そのデュレーションは10年以上と長期満期の債券が大半を占めていた（Board of Governors of the Federal Reserve System [6], p.20）。

60 2022年第4四半期末時点でのシリコン・バレー銀行の自己資本比率は、普通株 Tier 1で12%と同規模銀行の平均10%よりも高かった。また、2018年にトランプ政権のもとで自己資本比率規制の緩和措置が講じられ、売却可能有価証券の評価損益を Tier 1 自己資本比率に計上することが義務付けられる銀行の基準が、連結総資産2500億ドル以上またはオンバランス海外エクスポージャーが100億ドル以上の銀行に引き上げられたことで、シリコン・バレー銀行がこの基準に該当することなく引き続き売却可能有価証券の評価損益を自己資本比率に計上せずに済んでいた。もし自己資本比率に計上していたら、2022年第4四半期末で自己資本比率は12.1%から10.4%に低下していたが、それでも10%を超えていたとされる（Board of Governors of the Federal Reserve System [6] p.89）。

61 Federal Deposit Insurance Corporation [15] p.3.

62 Board of Governors of the Federal Reserve System [6] p.70.

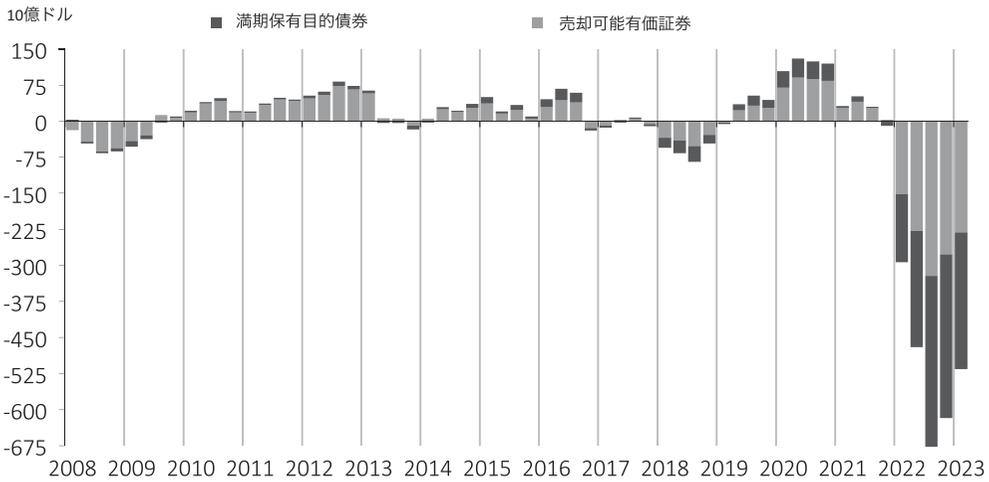
リスクベース資本比率が 13.65%、Tier 2 も含めると 14.94% という数値であったことから自己資本は頑強であるとの評価が下されており、そのわずか3カ月後に流動性不足による銀行の連鎖倒産が生じるとの危機感はほとんどなかったようである。<sup>63</sup>

第3図 FDIC 付保銀行の投資有価証券残高



出所：Federal Deposit Insurance Corporation, *Reports of Condition and Income* より筆者作成。

第4図 FDIC 付保銀行の投資有価証券未実現損益



出所：Federal Deposit Insurance Corporation [16] p.4.

こうした状況下で、仮に FASB が当初の予定通り IASB と歩調を合わせて、国際財務報告基準書 (International Financial Reporting Standards: IFRS) 第9号と同じ内容の会計基準を採用していたとすれば、IFRS 第9号では償却原価法を適用した金融商品の売

63 Federal Deposit Insurance Corporation [15] p.4.

却禁止規定は削除されているため、シリコン・バレー銀行は流動性調達手段として満期保有目的債券を売却することが可能であったと思われる。しかし、シリコン・バレー銀行の破綻が金融商品会計に投げかけた本質的な問題はこの点ではない。それはやはり、証券投資に対する償却原価法の適用の合理性への疑念である。

それは第一に、満期保有を前提とした金融資産の評価損益に対して、市場関係者（投資家、預金者）が過敏ともいえる反応を示したことである。満期保有を前提とした金融資産の評価損益はいずれ満期日には相殺消去される実現不能なものであるという論理が、今日でもなお満期保有目的債券への償却原価法の適用の合理性を支えている。<sup>64</sup>しかし2023年3月8日から10日のわずか2日間にシリコン・バレー銀行に生じた歴史上例をみない急速かつ巨額の預金引き揚げは、満期保有目的債券の評価損に起因した資産ポジションの深刻な悪化状況に反応した行動であった。<sup>65</sup>こうした市場反応は、満期保有目的債券の評価損益を未認識にしている現行会計基準に対して疑義を呈していると言える。<sup>66</sup>

もう一つは、満期保有という前提そのものが、少なくとも銀行の流動性リスク管理においては非現実的な想定であることを強く示唆している点である。シリコン・バレー銀行にかぎらず銀行業全体において満期保有目的債券の評価損が膨らんだのは、2023年第1四半期に入ってからのことではない。むしろこの時期は若干の金利低下によって評価損が前期の3409億ドルから2840億ドルに減少していた。<sup>67</sup>したがって、満期保有目的債券への分類の適正性に関して、遅くとも2022年第4四半期の監査の際に、分類条件である満期保有の能力については流動性リスク管理との関連においてその欠如が指摘されてもおかしくなかったはずである。そもそも、2010年代に各銀行が満期保有目的債券への分類を増やしてきた理由は、将来的な金利上昇時に評価損を計上することを回避するためであった。ここでは満期まで保有する能力よりもその意図が前面に押し出されており、金利が上昇しても満期まで継続して保有する能力、言い換えれば満期保有という判断が事業戦略上の合理性を備えていたかどうか適正に監査されていたか、疑問が残る。シリコン・バレー銀行の破綻劇は、金利変動が常態化した市場条件のもとでは、

64 Financial Accounting Standards Board [18] par. BC. 57.

65 シリコン・バレー銀行は3月9日のたった1日間で400億ドルの預金流出に見舞われたが、リーマン・ショック時に破綻したワコピア銀行では100億ドルの預金流出に8日、同じくワシントン・ミュージアム銀行では190億ドルの預金流出に16日を要していた（Board of Governors of the Federal Reserve System [6] p.4.）。

66 かつてFASBは2010年に公表した金融商品会計基準の公開草案において、金融資産の会計処理を原則として公正価値-純利益処理か公正価値-OCI処理の2択に限定する新基準を公表していた。ここでは満期保有を目的とした金融資産に対して公正価値-OCI処理を適用することが想定されており、シリコン・バレー銀行の破綻事例はこの公開草案の合理性を再評価する必要性を惹起していると言えよう。

67 Federal Deposit Insurance Corporation [16], p.6.

満期保有の能力を長期に渡って維持することが事実上不可能であることを物語っており、償却原価法の適用の根拠がすでに失われていることを意味している。

以上のように、証券投資に対する現行の会計基準の合理性は、シリコン・バレー銀行の破綻によって再び問われているといえる。それは、証券投資に係る評価損益を財務諸表に反映させるべきか否か、また反映させる場合には純利益かそれ以外かという、1929年大恐慌以降繰り返し議論されてきた金融商品に対する公正価値－純利益処理の合理的な適用範囲が依然として設定できていないことであり、さらにその要因が、金融商品会計の適正化を模索する会計政策と、銀行の資本蓄積における証券投資の経済的機能を下支えするこれまでの会計基準を合理化しようとする経済政策との間のトレード・オフのなかで、これまでの歴史的展開においては後者が優位を保ってきたという点にある。今日、満期保有目的債券が銀行の資本蓄積の制限に転化しているがゆえに、それが金融商品会計における以上のようなジレンマを再び露わにしているのである。

## VI おわりに

本稿の考察を通じて明らかになったように、混合属性会計、二元的時価・公正価値会計という現行の金融商品会計は、擬制資本の運動を担う銀行資本の蓄積戦略やそれと相関を成す擬制資本市場のマクロ的な発展動向との間の関係性に規定されて成立してきたものであり、擬制資本の蓄積形態に応じて原価主義会計と時価・公正価値会計が混在し、またその間を行き来しているのが現実である。

混合属性会計や二元的公正価値会計の合理性の根拠をめぐっては、それを企業の事業活動における利益生成・獲得プロセスの違いに求める事業モデル論<sup>68</sup>、事業モデルそれ自体ではなくその性質の違いに基づくのれん価値の主観性の有無に求めるわが国概念フレームワークの論理<sup>69</sup>、すでに上述したいわゆる労働価値論に依拠した資本循環公式と諸資本形態における価値実体の有無すなわち現実資本と擬制資本の概念に根拠を求める学説など、様々な会計理論が提唱されている。しかし現行基準の合理・非合理を問うことを命題とするこれら解釈学的方法論では、証券投資の会計処理を巡る議論のように、現実の会計処理の非合理性を指摘しその背後に会計外的な要因を見出す会計政治化論のような議論を展開することはできても、トレーディング活動と公正価値－純利益処理との間の関係に見出されたような、会計理論上合理的とされる会計処理が社会経済的に負の作用をもたらすという側面は、分析の射程には入ってこない。それは経済規制、金融規制の領域の問題であって、企業の活動実態の適正な会計認識を通じて資本市場の効率性

68 European Financial Reporting Advisory Group [13], [14].

69 企業会計基準委員会 [45].

を高めるといふ財務会計制度の課題ではないとされるからである。

しかしながら、いわば「あるべき会計」が資本の論理に囚われ、社会的に負の作用をもたらしうる可能性を秘めているのであれば、そのような意味での「あるべき会計」の限界をも明らかにし、その正常な機能を維持するためにも、その制限となる経済的要因の除去の必要性を提唱することもまた、会計学の課題ではないだろうか。

シリコン・バレー銀行の倒産を機に証券投資の会計処理が再び問われているが、その一方でトレーディング活動の会計処理に対しては、ボルカー・ルールによって銀行のトレーディング活動に対する規制が復活した影響もさることながら、投機的な資産証券化活動自体がある程度沈静化したことで、リーマン・ショック以降は目立った議論が行われていない。しかしこのことは公正価値－純利益処理がトレーディング活動に対して有する資本主義的性格が失われたことを意味しない。今後の資本市場の動向と銀行のトレーディング戦略の如何によって再び前面に現われる可能性を依然として孕んでいる。二重の課題を抱える金融商品会計が今度どのような展開を見せていくか、あるいはどのように改善していくべきか、これからも注視していく必要があるだろう。

#### 参考文献

- [ 1 ] Atkins, P. M., (1938) The Official Supervision of Bank Security Portfolios, *The Bankers Magazine*, July, 1938.
- [ 2 ] Barth, M. E., J. Gomez-Biscarri, R. Kaznik, and G. L ópez-Espinosa, (2017) Bank Earnings and Regulatory Capital Management Using Available for Sale Securities, *Review of Accounting Studies*, Vol.22.
- [ 3 ] Barth, M. E., and W. R. Landsman, (2010) How Did Financial Reporting Contribute to the Financial Crisis?, *European Accounting Review*, Vol.19, No.3.
- [ 4 ] Bodenhorn, H., (2002) *State Banking in Early America: A New Economic History*, New York, Oxford University Press.
- [ 5 ] Board of Governors of the Federal Reserve System (1938) Revision in Bank Examination Procedure and in the Investment Securities Regulation of the Comptroller of the Currency, *Federal Reserve Bulletin*, Vol.24, No.7.
- [ 6 ] — (2023) Review of the Federal Reserve’s Supervision and Regulation of Silicon Valley Bank, April 2023.
- [ 7 ] Calomiris, C. W., and M. Carlson, (2018) Bank Examiners’ Information and Their Role in Monitoring and Disciplining Banks Before and During the Panic of 1893, *Working Paper of National Bureau of Economic Research*, March 2018.
- [ 8 ] Cleaveland, F. A., (1864 = 1980) *The Banking System of the State of New York*, New York, Arno Press.
- [ 9 ] Committee on Bank Accounting and Auditing of American Institute of Certified Public Accountants, (1969) *Audits of Banks: Supplement*, New York, American Institute of Certified Public Accountants, Inc.
- [ 10 ] Committee on Stockbrokerage Auditing of American Institute of Certified Public Accountants, (1973) *Audits of Brokers and Dealers in Securities*, New York, American Institute of Certified Public Accountants, Inc.
- [ 11 ] Cook, J. B., (1910) National Bank Earnings, *Journal of Accountancy*, Vol.10, No.5.
- [ 12 ] Das, S., (2004) *Swaps/Financial Derivatives: Products, Pricing, Applications and Risk Management*, Third Edition, Singapore, Wiley.

- [13] European Financial Reporting Advisory Group, (2013) *The Role of the Business Model in Financial Statements*.
- [14] —, (2015) *Getting a Better Framework: Profit or Loss Versus OCI Bulletin*.
- [15] Federal Deposit Insurance Corporation, (2023a) *Quarterly Banking Profile, Fourth Quarter 2022*, Vol.17, No.1.
- [16] —, (2023b) *Quarterly Banking Profile, First Quarter 2023*, Vol.17, No.2.
- [17] Financial Accounting Standards Board, (2009) *Testimony of Robert H. Herz, Chairman, Financial Accounting Standards Board, Before the U. S. House of Representatives Financial Services Subcommittee on Capital Markets, Insurance, and Government Sponsored Entities*.
- [18] —, (2010), Proposed Accounting Standards Update, *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivatives Instruments and Hedging Activities; Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815)*.
- [19] Flanklin, E. J. (1940) Protecting Bank Bond Investments, *Harvard Business Review*, Vol.18, No.4.
- [20] Forbes, S., (2009) Obama Repeats Bush's Worst Market Mistakes, *The Wall Street Journal*, March 6, 2009.
- [21] Gibbons, J. S. (1859 = 1968) *The Banks of New-York, Their Dealers, The Clearing House, and The Panic of 1857*, New York, Greenwood Press
- [22] Gorton, G., and R. Rosen, (1995) Banks and Derivatives, *NBER Macroeconomics Annual*, Vol.10.
- [23] Hollander, J. H., (1913) The Security Holdings of National Banks, *The American Economic Review*, Vol.3, No.4.
- [24] Humphrey, C., A. Loft, and M. Woods, (2009) The Global Audit Profession and the International Financial Architecture: Understanding Regulatory Relationships at a Time of Financial Crisis, *Journal of Accounting, Organizations and Society*, Vol.34, No.6-7.
- [25] Johnson, L. T., and R. J. Swieringa, (1996) Anatomy of an Agenda Decision: Statement No. 115, *Accounting Horizons*, Vol.10, No.2.
- [26] Laibly, C. T., (1946) *Supervisory Control of Commercial Banks*, Chicago, Federal Reserve Bank of Chicago.
- [27] Laux, C., and C. Leuz, (2010) Did Fair-Value Accounting Contribute to the Financial Crisis?, *Journal of Economic Perspectives*, Vol.24, No.1.
- [28] Paton, W. A., (1941) *Advanced Accounting*, New York, Macmillan.
- [29] Robertson, R. M., (1969) *The Comptroller and Bank Supervision: A Historical Appraisal*, Washington, D. C., The Office of the Comptroller of the Currency.
- [30] Rocha, P., and C. Williams, (2023) Regulators Shut Down Silicon Valley Bank, Capping Abrupt 44-Hour Collapse, *American Banker*, March 13, 2023.
- [31] Scott, DR., (1928) Valuation of Investment Securities, *The Accounting Review*, Vol.3, No.4.
- [32] Securities and Exchange Commission, (2008) *Report and Recommendations Pursuant to Section 133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-to-Market Accounting*.
- [33] Sinkey, J. F., Jr., and D. A. Carter, (2000) Evidence on the Financial Characteristics of Banks That Do and Do Not Use Derivatives, *The Quarterly Review of Economics and Finance*, Vol.40, No.4.
- [34] Stockwell, H. G., (1910) State and National Examination of Banks, *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol.36, No.3.
- [35] The Banking Committee of American Institute of Certified Public Accountants, (1983) *Audits of Banks*, New York, American Institute of Certified Public Accountants, Inc.
- [36] United States Senate, (1990) *Testimony of Richard C. Breeden, Chairman U. S. Securities and Exchange Commission, Concerning Issues Involving Financial Institutions and Accounting Principles, Before the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs*, September 10, 1990.

- [37] Wolf, C. R., (1969) Reporting Gains and Losses on Bank Securities, *Financial Analysts Journal*, Vol.25, No.1.
- [38] 呉天降（1984）「大恐慌とアメリカ企業金融（1929年～33年）－アメリカ金融資本の再編成と関連して」『証券研究』第74巻。
- [39] グリーンスパン, アラン（2007）『波乱の時代－世界と経済のゆくえ』（下）山岡洋一・高遠裕子訳, 日本経済新聞出版社。
- [40] 平田喜彦（1969）『アメリカの銀行恐慌1929年～1933年－その過程と原因分析』立正大学経済研究所。
- [41] 池島正興（1998）『アメリカの国債管理政策－その理論と歴史』同文館。
- [42] 石川純治（2000）『時価会計の基本問題－金融・証券経済の会計』中央経済社。
- [43] ——（2014）『揺れる現代会計－ハイブリッド構造とその矛盾』日本評論社。
- [44] 笠井昭次（2005）『現代会計論』慶応義塾大学出版会。
- [45] 企業会計基準委員会（2006）「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」。
- [46] 草野真樹（2012）「証券化会計と景気変動増幅効果」大日方隆編著『金融危機と会計規制－公正価値測定の誤謬』中央経済社。
- [47] マイヤーズ, マーガレット G.（1979）『アメリカ金融史』吹春寛一訳, 日本図書センター。
- [48] 松井和夫（1980）「アメリカ銀行業の構造（下）－戦後アメリカ金融市場の発展史（1）」『証券経済』第133号。
- [49] 松井和夫, 西川純子（1989）『アメリカ金融史－建国から一九八〇年代まで』有斐閣。
- [50] 西川純子（1980）『アメリカ企業金融の研究－一九二〇年代を中心として』東京大学出版会。
- [51] 大日方隆（2012）「公正価値会計の拡大」大日方隆編著『金融危機と会計規制－公正価値測定の誤謬』中央経済社。
- [52] 小栗崇資（2014）『株式会社会計の基本構造』中央経済社。
- [53] 小野英祐（1970）『両大戦間におけるアメリカの短期金融機関』お茶の水書房。
- [54] 大石桂一（2015）『会計規制の研究』中央経済社。
- [55] 大森拓磨（2019）『黎明期アメリカの銀行制度－中央銀行なき状態の苦悶と自生』東京大学出版会。
- [56] 櫻田照雄（1995）『銀行ディスクロージャー－規制緩和と「自己責任」経営』法律文化社。
- [57] 新祖隆志郎（2009）「米銀の証券投資と有価証券会計基準」『証券経済研究』第68号。
- [58] ——（2011a）「大恐慌と銀行有価証券会計における原価評価の制度化」『証券経済研究』第73号。
- [59] ——（2011b）「公正価値会計とトレーディング活動の拡大・投機化（1）」『山口経済学雑誌』第60巻第4号。
- [60] ——（2012）「公正価値会計とトレーディング活動の拡大・投機化（2・完）」『山口経済学雑誌』第60巻第5号。
- [61] ——（2015a）「混迷する金融商品会計－公正価値会計の諸相とその経済的機能」『山口経済学雑誌』第63巻第6号。
- [62] ——（2015b）「新自由主義と現代会計」豊福裕二編著『資本主義の現在－資本蓄積の変容とその社会的影響』文理閣。
- [63] ——（2017）「金融商品会計基準の形成過程における FASB, IASB 新会計基準の歴史的位罫」『山口経済学雑誌』第65巻第2号。
- [64] ——（2019）「トレーディング資産・負債の公正価値会計とプロシクリカリティ－レベル3資産・負債の損益分析を中心に」『山口経済学雑誌』第67巻第5号。
- [65] ——（2020a）「アメリカ証券業における会計規制と全面時価・公正価値評価の展開」『山口経済学雑誌』第68巻第5号。
- [66] ——（2020b）「19世紀前半期のアメリカ銀行会計制度の考察－ニューヨーク州を事例に」『山口経済学雑誌』第69巻第1・2号。
- [67] ——（2021）「EU 域内銀行の適用開始事例にみる IFRS9 の特徴－分類と測定を中心に」『山口経済学雑誌』第70巻第1号。

学雑誌』第70巻第3・4号。

- [68] 高田太久吉 (2009) 『金融恐慌を読み解く－過剰な貨幣資本はどこから生まれるのか』新日本出版社。
- [69] 高寺貞男, 草野真樹 (2009) 「サブプライム会計の批判的研究」『大阪経大論集』第59巻, 第6号。
- [70] 辻山栄子 (2018) 「現代会計の危機」辻山栄子編著『財務会計の理論と制度』中央経済社。